

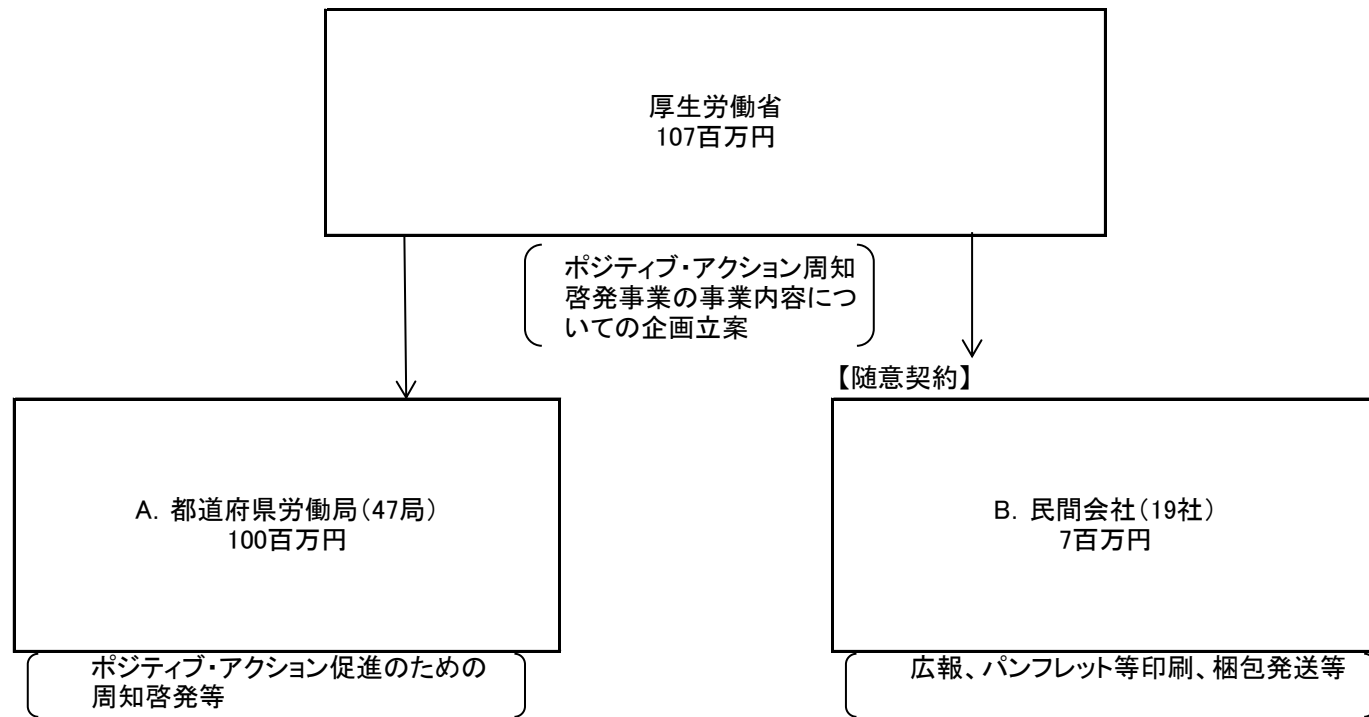
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	ポジティブ・アクション周知啓発事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度		担当課室	雇用均等政策課		雇用均等政策課長 成田 裕紀		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定／雇用勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第14条 労働者災害補償保険法第29条第1項第5号 雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) 「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月1日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むこと(ポジティブ・アクション)を促進することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ポジティブ・アクションについて、男女雇用機会均等法の規定の周知を徹底し、職場における男女間格差の解消の必要性についての認識を広めるため、企業と経営者団体や行政が連携した協議会の開催や企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、雇用均等指導員(均等担当)の設置等により、セクシュアルハラスメント防止対策等を推進する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	110	119	118	191	234	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	110	119	118	191	234	
		執行額	71	119	107			
	執行率(%)	64.5	100.0	90.7				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	機会均等推進責任者を選任する事業所のうち、均等推進に向けて具体的な行動を行い、女性労働者の採用拡大やセクシュアルハラスメント対策の強化を含め継続して働き続けることのできる環境を充実、見直しすることとする事業所の割合 90%以上		成果実績		90.5%	98.6%	96.3%	90.0%
			達成度	%	100.6	109.6	107	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	機会均等推進責任者数 前年度より増加		活動実績 (当初見込み)	件	75,115 (72,321)	77,860 (75,115)	80,242 (77,860)	— (80,242)
単位当たりコスト	1,333(円/件)		算出根拠	X: 執行額(107百万円) Y: 機会均等推進責任者(80,242件) 単位あたりコスト=X/Y				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由		
	諸謝金	18	104	18	108	単価見直しによる増		
	職員旅費	-	2	-	4	指導件数の見直しによる増		
	委員等旅費	0	5	1	5	指導件数の見直しによる増		
	庁費	3	59	3	96	資料作成部数見直しによる増		
		(労災)	(雇用)	(労災)	(雇用)			
	計	21	170	22	212			

事業所管部局による点検						
項目		評価	評価に関する説明			
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	男女労働者が性別により差別されることがなくその能力を發揮し、充実した職業生活を送ることができるようにするためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けて企業がポジティブ・アクションに取り組むことが重要である。これに対応するためには、ポジティブ・アクションの取組を一層強力に進める必要があり、本事業は上記の目的の実現に資するものと考えられる。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	「子ども・子育てビジョン」「第3次男女共同基本計画」で掲げた目標を達成するためには、ポジティブ・アクションの未取組企業、取組が遅れている業種・規模の企業に対し有効な施策を全国斉一的に展開していくことが必要であることから、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における男女労働者間に事実上生じている格差を解消するため企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むことを促進することは、男女が能力を發揮できる職場環境の整備、ひいては雇用の安定に資するものであり、優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	雇用均等指導員については、ハローワークで公募を行い、公正に採用している。また、少額なものを除き、一般競争入札により調達しており、競争性は確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	雇用保険料を財源に、ポジティブ・アクションへの取組を促進することによって、女性労働者の雇用の安定に資する事業であるので、受益者との負担関係は妥当である(労災勘定にて事業を開始したのは平成25年度から)。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本事業の経費については、女性の活躍推進協議会の開催経費、周知啓発資料の作成経費、部数の精査等によりコストの削減に努めている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	雇用均等指導員の謝金、女性の活躍推進協議会の開催経費、周知啓発用資料作成経費等、真に必要な経費のみを計上している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	経営者団体と連携した女性の活躍推進協議会の開催やポジティブ・アクションについて他の模範となる企業の表彰の実施等は、ポジティブ・アクションについて効果的に普及促進をする手段として実効性が高いものと考えられる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初に見合った実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	ポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメント防止対策にかかる周知啓発用資料を作成し、労使に対する有用な情報を提供している。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	成果目標の達成度も高く、また、活動指標である機会均等推進責任者が前年から約2,400件増となるなど、事業として実績を上げていると思われるが、ポジティブ・アクションの取組を促進するためには、より一層効率的・効果的な行政運営を行う必要がある。このため、印刷物の作成については少額なものを除き一般競争入札を実施するなどコスト削減に努めている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	男女が能力を發揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むこと(ポジティブ・アクション)を促進するための事業であり、本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0801	平成23年	0719	平成24年	0632

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位：百万  
円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)謝金	5			
庁費	ポジティブ・アクション周知啓発資料印刷・発送費等	3			
計		8	計		0
B.(株)あーす			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷費	ポジティブ・アクション企業向けメッセージ集外5件の印刷	4			
計		4	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	8		
2	大阪労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	6		
3	愛知労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	5		
4	神奈川労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	5		
5	兵庫労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	4		
6	北海道労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	4		
7	埼玉労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	3		
8	千葉労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	3		
9	岐阜労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	3		
10	福岡労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	3		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)あーす	パンフレット等の印刷業務	4	随意契約	
2	(株)内山回漕店	パンフレット等の梱包発送業務	1	随意契約	
3	(株)JTB首都圏 BTO新橋営業所	旅費	0	随意契約	
4	協新流通デベロッパー(株)	パンフレット等の梱包発送業務	0	随意契約	
5	(株)ミクニ照会	表彰用丸筒等購入	0	随意契約	
6	サンテックサービス(株)	パンフレット等の梱包発送業務	0	随意契約	
7	(有)正陽印刷	パンフレット等の印刷業務	0	随意契約	
8	(社福)友愛十字会友愛書房	図書	0	随意契約	
9	港区シルバー人材センター	表彰揮毫	0	随意契約	
10	麴町税務署	所得税	0	随意契約	